

3 各部会の今後の課題

- ◆ 療育教育部会 <P 5>
- ◆ 就労教育部会 <P 6>
- ◆ 生活部会 <P 7>
 - ・児童福祉施設等からの地域移行プロジェクト <P 8>
 - ・精神障害者施策検討プロジェクトチーム <P 10>
 - ・重症心身障害児・者の地域生活支援ワーキングチーム <P 12>
- ◆人材育成部会 <P 13>

奈良県障害者自立支援協議会・療育・教育部会

平成20年度報告・平成21年度活動概要

平成20年度

- ① 療育についての必要性の確認
- ② 地域自立支援協議会との連携
- ③ 奈良県療育支援関係機関連絡会との連携
- ④ 奈良県に療育を育む（経験ではない支援のために）

を目標として、五回の部会を開催しました。その結果

- ① 奈良県における療育・教育支援実態調査・意識調査の実施
- ② 療育・教育講演会の開催

を行いました。各委員が他の福祉事業との兼務であることもあり、満足のいく取り組みができなかった事が反省として残ります。それと、療育のイメージが障害児を対象として捕らえ、成人期においては支援・訓練のイメージが大きく12月6日開催の講演会にも成人施設の参加が少なかったのにも窺えます。これらの現象は①長年の経験に基づいた指導から支援（福祉職の専門性）②専門職が居ても療育職が福祉現場に少ない③サービス調整会議の構成が支援する人に偏っているなどが考えられる。以上のことから平成21年度は平成20年度の活動を推進するために、以下のことを課題として取り組みます。

① 各福祉圏域に療育センター機能・総合相談支援センター機能を持つような環境整備

- ・ 既存の組織の有効活用（温故知新／福祉は継続事業）
- ・ 福祉関係者の意識改革（福祉の役割を明確に）
- ・ 福祉を創る意識を育くむ（理想とする福祉をイメージする）
- ・ 福祉職の方に満足感／達成感／充実感を体感してもらう

② 各福祉圏域における県立医療機関が障害者医療センター機能を持つ環境整備

- ・ 障害者児医療スタッフのネットワーク構築
- ・ 災害時／緊急時／通常時の障害児者医療の役割
- ・ 医療と療育との連携

を考えています。総論的な表現です。各論としては今後療育・教育部会で検討していきたいと思います。

就労教育部会

就労教育部会においては、働く意欲や能力のある障害者が個々人に合った働きができる社会システムの構築を目指し、地域課題の分析及び新たな仕組み作りを行ってきました。特に、福祉施設から一般就労への移行を進めるためのシステム作り、地域の就労支援に係るネットワーク構築を目指して取り組んできました。

今年度の具体的な取り組みとして、前年度から引き続き検討を行ってきた住み込み在職障害者の権利侵害の防止に向けた具体的な方針の提案及び発生時における通報システム、対策チームの整備、中心的役割を担う機関の整理を行いました。また、障害者職場実習設備整備事業の実施・ネットワークの構築及び情報発信の充実に向けた奈良県庁ホームページの見直し・発達障害者の就労支援の課題整理及び対策案の検討のため、プロジェクトチームを立ち上げ、モデル事業案の提案を行いました。

次年度の取り組み方針としては、県内の就労支援サービス事業所のネットワーク構築、ホームページ等を活用した就労支援に係る情報発信の充実を行います。また、今後職業的重度障害者の就労問題など全県レベルでの検討や協議が必要な事柄を地域から吸い上げて行きたいと考えていますので、意見・要望等があれば提出してください。

生活部会活動報告と2009年度の方針

生活部会は、幅広い領域が対象となるため、目の前の差し迫った課題について個々にワーキングチーム（課題や取り組みの方向を整理するための作業部会）、プロジェクトチーム（具体的な課題の実現を目的にし、それに必要な人たちに集まってもらって実施する有期限のチーム）を作りて課題の整理とより良い方向への関わりをめざしてきた。

1. 施設入所者の地域移行のためのプロジェクトチーム
2. 精神障害者の地域生活支援のためのプロジェクトチーム（生活部会精神障害者班）
3. 重症心身障害児・者の地域生活支援のためのワーキングチーム

それぞれのチームの報告については、別途の報告を参照されたい。

どの課題も大きなテーマで、課題と方向性の整理を精一杯したとして、それをどう実現していくのかを明確にしていくことが必要である。

課題によってその後の進め方はさまざまであり、いろんな方法が考えられる。

1. 提言をまとめ、県・市町村の施策や地域の事業所の活動に反映していってもらう
2. まとめられた方向性に沿って、個別の課題を実現していくためのプロジェクトチームを新たに作って担っていく
3. 全体的持続的な運営が必要な課題については、恒常的な機関（名称は何でも良いが部会や班や委員会など）を設置する

そうはいっても自立支援協議会の生活部会メンバーは、それぞれが事業所の中核を担つており、時間・体力に余裕がない。

1. 優先順位を明確にして、現状でも可能なものを進める。
2. 現在の部会員では担えないが、放置できない課題については、現場の人たちを中心としたチーム作りができるか検討し、可能であれば、責任を明確化するために部会員が主催するが実質的な運営は現場の人たちの協力を得て行う形を模索する。

などの工夫が必要である。

2009年度については、

以下を軸として進めていきたい。

精神障害者支援チームの活動を継続する。

重症心身障害児者の地域生活支援のチームは、全県的各事業所を網羅した形でワーキングチーム（作業部会）を再構成し、提言をまとめる。

地域移行のチームについては、障害児施設からの地域移行について、障害児施設側との緊密な関係で具体的な取り組みが可能かどうかを検討し、可能であれば戦略的な「地域移行」の課題の一つとして新たな形で進めていく。

「児童福祉施設等からの地域移行プロジェクト」について

平成21年3月17日 西和圏域マネージャー 鈴木知子

＜経過＞

当初は、児童施設に入所中の高等養護学校の生徒が、卒業後スムーズに地域生活に移行できるように、卒業前に体験型グループホーム事業を使ってモデル事業を行うことを計画していたが、賃貸物件でGHを立ち上げる事業所が少なかったために、今年度は、毎年数名存在する該当者の生活上の課題を明らかにすることに重点をおいた。

＜事例から＞ ※個人が特定できないように加工してあります。

A子さん 18歳 高等養護学校の3年生 児童養護施設に入所中。

3歳時、両親が所在不明となつたため、児童養護施設へ措置される。兄弟はいない。

療育手帳B 知的能力は小学校低学年程度。3月末日生まれ。

明るく、人なつこい性格。一見したところ、障害があるようには見えない。

【卒業までの経過】

5月 ケース会議 情報の共有と今後の予定を確認。

6月 暮らしの場をGHと仮定し、先生が空きのありそうなGHを回って相談。

8月 職場実習。仕事をする能力はあるが、通勤路をなかなか覚えられない。他の人につられて違うバス停で下車してしまう。

10月 就労生活が難しいと想定し、障害年金が支給される20歳までの2年間の収入をどうするか、生活保護の申請先はどこになるのか、先生、児童養護施設職員が関係機関に相談。

11月 ケース会議にて、A子さんが余暇の過ごし方が上手でないことや、外出途中にどこかへ行ってしまうことなどから、ケアホームでの支援は難しく、当面は入所施設での生活を想定することを話し合う。

12月 入所施設に体験入所。A子さんは施設により印象を持った様子。

1月 生活保護の申請先について協議。確定できず、持ち越しに。

2月 認定調査。調理や掃除の項目で、能力がないのか、経験がないためできないのか判定しづらい。また、時間の感覚がなく、出ていったら帰ってこないとや、善惡の判断がつかないことなども反映できない。支援者に合わせて態度もかえるため、多くの人からの情報を必要とすることがわかる。

<課題>

- ・ 知的障害者の障害特性が調査項目に反映されていない。
- ・ 児童養護施設で獲得できない生活技術がある。（調理場に立ち入れない）
- ・ 誕生日が3月だと、調査などの段取りがギリギリになる。
- ・ 生活保護が受けにくい（働けない証明を行える機関がない）
- ・ 本人の生活を寄り添って考える核になる支援者の不在。
- ・ 家庭環境が不安定なため、生活保護申請先が、なかなか決まらない
- ・ 実際に社会に出てからの成長を待つ必要がある。
- ・ 家族との連絡が取れず、保証人がいないことで困る場合がある。（就労（本来就労の保証人が必要なことは違法だが、行っている企業もある）や病気で入院する際など）

<今後の取り組み>

- ① 奈良県児童施設連盟にこの取り組みの周知と自立支援法の見直しにより、活用できる事業の説明を行う。
- ② どのようなスタンダードを作れるか、関係者と相談の上、モデル事業の企画を行う。
- ③ 加齢児の制度利用の際のコーディネイターの養成。相談支援事業者の活用。
ただし、卒業後であっても先生が関わることは可能。また、児童養護施設の機能としてアフターフォローは規定されており、加算もある。
- ④ 児童養護施設も支援に困っており、関係機関の連携のスタンダードを作りたいという提案があったため、協力する。

奈良県障害者自立支援協議会・生活部会・精神障害者施策検討プロジェクトチーム
平成21年度活動概要

中舎有子

I. 精神障害者施策検討プロジェクトチームについて

障害者自立支援法は3障害を一本化して福祉サービスをおこなうことになったが、精神障害者にとっては、依然として課題は多く、障害特性に配慮した制度設計が必要であるという認識の下、①精神障害者がおかかれている生活の困難な状況を県下で共有し、解決する方法を検討すること、②また他障害と共通する課題については、他障害の関係者とも連携して解決の方法を検討すること、を目的としてチームを立ち上げた。

II. チームの運営

1) メンバー構成

奈良圏域；山口氏（奈良市自立支援協議会・精神障害部会部会長）、東和圏域；山口氏（ひなた舎所長）、西和圏域；吉川氏（前西和圏域マネージャー）、中和圏域；佐藤氏（中和圏域1市1町1村自立支援協議会・精神障害部会部会長）瀬尾氏（中和圏域3市1町自立支援協議会・精神障害部会部会長）、南和圏域；喜多氏（南和圏域マネージャー）、県精神障害者家族会連合会；三木氏（奈良ともしび会々長）、行政；増井氏（県精神保健福祉センター）

2) 各圏域によって、生活の有り様や社会資源の状況が異なるため、地域で暮らす（＝退院促進）ための要件として、医療的ケア、住まい、暮らしのサポートの観点から、各圏域の状況を報告しあい、検討することとした。

3) 開催頻度 月1回

III. 課題および課題解決に向けて（6月～10月）

精神障害者施策の現状の中から、下記の項目を重点課題として取り上げ、運営委員会および全体会において報告した。

☆県において検討していただく事項

1. 居宅介護（ホームヘルプ）
2. 相談支援
3. 訪問系サービスの充実
4. 情報発信

☆県から国に提起していただく事項

1. (前掲1) 「精神介護」(精神障害者の介護は身体介護と同じ) という認識の明確化
2. (前掲1) 介護保険と併用などの国庫基準の見直し
3. (前掲2) 自立支援医療や手帳更新など、申請手続きの簡素化

☆県自立支援協議会において検討していただく事項

1. 権利擁護について

☆地域自立支援協議会において検討していただく事項

1. 相談窓口

IV.当プロジェクトチームにおいてさらに検討した事項（11月～3月）

1. 住居について

精神障害者の地域移行に際して、欠かせない住居の確保について検討した。このテーマについても大きくは北部と中南部とでは状況が異なっていた。北部は住居の確保が困難な場合があり、中南部では持ち家が比較的多いため住居の確保については問題となっていないという。しかし暮らし続けるためのサポートは、どの地域においても必要である。

住居を確保するための支援～暮らしを継続するための支援のために必要な課題を整理し、各市町村や地域自立支援協議会へ提案していくために、各圏域で実施するための参考となる居住サポートをおこなっている市町村に聞き取りや視察をおこなうことにした。

VI.まとめ

精神障害者の保健福祉は、知的・身体障害者福祉に比較して遅れてきた歴史があり、自立支援法によっても、その差が無くなったわけではない。

当プロジェクトチームにおいての話し合いを通して、障害特性に合わない制度設計が明らかになったり、行政担当課間における意識や解釈の違いが明らかになった。また従来からの福祉サービスの地域偏在が明らかになった。

福祉サービスの実施主体が市町村になったことによって、市町村行政の意識や財政力の違いによって、さらに地域格差が大きくなるのではないかと感じている。

重症心身障害児・者の地域生活支援のためのプロジェクトチーム

報告と2009年度方針

重症心身障害児・者の地域生活支援に実際に関わっているいくつかの事業所、身体障害児の養護学校、奈良県障害福祉課地域生活支援係で構成して、検討を進めてきた。

第1回 2008年10月23日

各事業所、学校から現状を出し合って、現状の課題の共有化を目的に行った。

第2回 2009年2月10日

第1回出だされたテーマに沿って、意見を交換した。

現状と課題を整理すると

1. 養護学校卒業生の通所先が全くない。特に医療的ケアが必要な人については特に深刻である。通所系の事業に限らず、従来から重症心身障害児・者の在宅の暮らしを支える基盤は圧倒的に不足しており、早急な整備が求められ続けてきた。
2. 実際に医療的ケアが必要な人に関わっている事業所では、多くの支えが必要であるにもかかわらずそのバックアップがないため、事業者がすべてのリスクを背負って行っているのが現状で、共倒れの危険がある。
3. 医療と福祉の双方を備え、ホームヘルプ事業所などを支えるセンターが必要であるが、医療と福祉の連携は必ずしもうまく行っていない。

第3回はこうした課題をまとめ、チームは一旦解散する。

その後、「まとめ」で整理した視点に基づいて、

在宅生活を支えるホームヘルプや通所系の事業所

重症心身障害児施設、重症心身障害児（者）通園事業所

家族会

などに参加を呼びかけ、現状と課題を整理するための新たなワーキングチーム（作業部会）を作り「提言」としてまとめていく。

その後、「提言」に基づいて可能な実践を開始していくことになるが、それを担おうという有志を募って、より実現する目標を明確にしたプロジェクトチームを発足させていくように努力していきたい。

2月に開催された横浜療育医療センターの生活援助部長・増渕晴美さん（前知的障害者更生施設（通所）『朋』施設長）の講演は、示唆に富むものであり、横浜型がめざすべき未来像と考える。

人材育成部会について

人材育成部会では、奈良県における障害者福祉の人材育成の仕組みづくりを検討しました。具体的には、昨年度に引き続き奈良県と帝塚山大学との共催事業である「平成20年度奈良県障害者ケアマネジメント指導者研修」についての検討や、県主催の障害者福祉に関する様々な研修（講師や内容・対象者）について、地域の現状・意見を踏まえた検討を行いました。検討を重ねる中でいくつかの課題解決方法が提案され実施されましたが、まだまだ未解決の課題が山積しています。解決できなかった課題については、次年度の取組みの中で解決に向けた検討を行い、実施に結び付けたいと考えております。

障害者分野に限らず、福祉分野全般における人材不足の問題もありますが、できるだけ多くの人々に福祉職の魅力を伝え、理解していただくことも人材育成部会の役割だと考えております。また、重層的な人材育成システムの構築や、障がい者本人やそのご家族の方のエンパワメントが図れるような取り組みの必要性も認識しております。平成21年度については、より多くの方々からのご意見をいただきながら、奈良県の障害者福祉における人材育成を考えていきたいと思いますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。